

平成20年度事後評価書要旨

評価実施時期：平成 20年 8月

担当部局名：公害等調整委員会事務局総務課

施策名	政策体系上の位置付け													
	1	公害紛争の処理												
施策の概要	<p>公害等調整委員会は、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づき、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、あつせん、調停、仲裁及び裁定を行っている。また、公害紛争処理機関として、国に公害等調整委員会が、都道府県に公害審査会（公害審査会を設置しない都道府県にあっては都道府県知事。以下「審査会等」という。）が設置され、公害紛争処理法により定められている管轄に従い、それぞれ独立して公害紛争の処理に当たっているところであるが、公害等調整委員会は、公害紛争処理法を所管する立場から、制度全体の円滑な運営のために公害審査会等との連携を図っている。さらに、公害紛争処理法において地方公共団体の責務とされている公害苦情の処理について、指導等を行っている。</p>													
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>測定指標の状況から、公害等調整委員会の係属案件について、迅速かつ適正な処理が行われており、また、専門委員の専門的知見の活用や、新たな調査研究の実施等により多様化する公害紛争に対応した制度の運用が図られており、目標(1)（公正かつ中立な立場から公害紛争事件の適切な処理を図る）及び(2)（多様化・複雑化する公害紛争に対応した公害紛争処理制度の運用を行う）は達成されていると言える。また、審査会等の公害紛争の処理状況、地方公共団体の公害苦情の処理状況等から、国及び都道府県を通じた公害紛争処理制度全体の円滑な運営及び公害苦情処理の適切な処理が促進されており、目標(3)（国及び都道府県を通じた公害紛争処理制度全体の円滑な運営及び公害苦情の適切な処理の促進を図る）は達成されていると言える。</p> <p>以上より、当該計画期間内に実施した所掌事務の処理状況について見ると、目標は達成されており、成果が上がっていると考えられるため、これまでの取組を引き続き推進していくことが必要である。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な測定指標</th> <th>測定指標の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 公害等調整委員会における公害紛争事件の受付、係属及び終結の状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 平成19年度に公害等調整委員会に係属した事件数は、新規に受け付けた6件（調停事件1件、責任裁定事件5件）に前年度から繰り越された12件を加えた計18件（調停事件2件、裁定事件16件）である。このうち4件（調停事件1件、裁定事件3件）が19年度中に終結し、残り14件は20年度に繰り越された。 上記の平成19年度に終結した事件（4件）の平均処理期間は、約1年10か月であった。 上記係属事件には、化学物質に関する事件や、廃棄物に関する事件など、多様な態様の公害事件が含まれている。 上記の処理状況について見ると、事件の処理に当たっては、公害紛争処理制度の特長を活かし、現地調査の実施や専門委員の任命等により専門的知見を得て精力的に事件処理手続を進めた。また、計画審理などによる迅速かつ適正な処理方法が確立されつつあると考える。 </td> </tr> <tr> <td>(2) 公害紛争の処理に係る調査研究等の実施状況、公害紛争の処理に係る新規調査研究の実施（実施件数）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 公害紛争処理制度の一層の活性化を図る取組の一環として、公害紛争処理法施行令の一部を改正し、調停や原因裁定と仲裁を連続して行う場合に手数料の控除を行うこととし、条例改正の参考として、都道府県に周知した。 近年、化学物質による健康被害が問題となっているが、その病態等は未解明な部分が多く、早急な問題解決に至ることが難しい状況が存在している。このため、いわゆる化学物質過敏症に関する情報を収集・整理、解析するとともに、外部の有識者にこの問題と民事責任論についての考察を依頼し、今後の公害紛争処理行政の円滑な実施のための基礎資料とする報告書を取りまとめた。 国際連合環境計画（UNEP）アジア太平洋事務局（ROAP）からの招請を受け、「環境裁判・法執行に関するアジア太平洋地域会議」に審査官等を派遣した。我が国の公害経験とそれを踏まえた環境裁判や公害紛争処理制度等を紹介し、参加国からは、自国における制度整備の参考になるとの高い評価を得た。 上記のとおり、化学物質過敏症に関する情報の収集・整理、解析等を新たに行い、今後の公害紛争処理行政の円滑な実施のための基礎資料とする報告書を取りまとめ、目標値として設定していた1件を達成した。 </td> </tr> <tr> <td>(3) 都道府県公害審査会等における公害紛争処理事件の処理状況、公害紛争の処理に係る会議等の実施状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 平成19年度に審査会等に係属した事件数は、新規に受け付けた調停事件42件に前年度から繰り越された調停事件44件を加えた計86件である。このうち39件が19年度中に終結（調停成立11件、調停打ち切り19件、調停申請取下げ9件（義務履行勧告申出事件1件含む））し、残り47件は20年度に繰り越された。 終結した39件の事件のうち、約5割が1年以内に終結している。 </td> </tr> <tr> <td>(4) 地方公共団体における公害苦情の処理状況、公害苦情処理に係る会議等の実施状況、公害苦情相談研究会における参加者の理解度等（参考度、理解度）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度に全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口において取り扱われた公害苦情処理件数は、新規に受け付けた97,713件（前年度に比べて2,058件（2.2%）の増加）に前年度から繰り越された6,117件を加えた103,830件である。 このうち、他の機関へ移送した苦情を除く、89,130件（処理件数の85.8%）が平成18年度に公害苦情相談窓口で直接処理された。また、典型7公害の直接処理件数（62,395件）のうち、68.6%（42,804件）が苦情申立てから1週間以内に処理されている。 公害苦情相談研究会の内容が参加者にとって有益なものであったか等を把握するため、参加者に対してアンケートを実施した。目標値を参考度、理解度それぞれ80%と設定していたところ、参考度98%、理解度98%となり、設定した目標を達成できた。 </td> </tr> </tbody> </table>	主な測定指標	測定指標の状況	(1) 公害等調整委員会における公害紛争事件の受付、係属及び終結の状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度に公害等調整委員会に係属した事件数は、新規に受け付けた6件（調停事件1件、責任裁定事件5件）に前年度から繰り越された12件を加えた計18件（調停事件2件、裁定事件16件）である。このうち4件（調停事件1件、裁定事件3件）が19年度中に終結し、残り14件は20年度に繰り越された。 上記の平成19年度に終結した事件（4件）の平均処理期間は、約1年10か月であった。 上記係属事件には、化学物質に関する事件や、廃棄物に関する事件など、多様な態様の公害事件が含まれている。 上記の処理状況について見ると、事件の処理に当たっては、公害紛争処理制度の特長を活かし、現地調査の実施や専門委員の任命等により専門的知見を得て精力的に事件処理手続を進めた。また、計画審理などによる迅速かつ適正な処理方法が確立されつつあると考える。 	(2) 公害紛争の処理に係る調査研究等の実施状況、公害紛争の処理に係る新規調査研究の実施（実施件数）	<ul style="list-style-type: none"> 公害紛争処理制度の一層の活性化を図る取組の一環として、公害紛争処理法施行令の一部を改正し、調停や原因裁定と仲裁を連続して行う場合に手数料の控除を行うこととし、条例改正の参考として、都道府県に周知した。 近年、化学物質による健康被害が問題となっているが、その病態等は未解明な部分が多く、早急な問題解決に至ることが難しい状況が存在している。このため、いわゆる化学物質過敏症に関する情報を収集・整理、解析するとともに、外部の有識者にこの問題と民事責任論についての考察を依頼し、今後の公害紛争処理行政の円滑な実施のための基礎資料とする報告書を取りまとめた。 国際連合環境計画（UNEP）アジア太平洋事務局（ROAP）からの招請を受け、「環境裁判・法執行に関するアジア太平洋地域会議」に審査官等を派遣した。我が国の公害経験とそれを踏まえた環境裁判や公害紛争処理制度等を紹介し、参加国からは、自国における制度整備の参考になるとの高い評価を得た。 上記のとおり、化学物質過敏症に関する情報の収集・整理、解析等を新たに行い、今後の公害紛争処理行政の円滑な実施のための基礎資料とする報告書を取りまとめ、目標値として設定していた1件を達成した。 	(3) 都道府県公害審査会等における公害紛争処理事件の処理状況、公害紛争の処理に係る会議等の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度に審査会等に係属した事件数は、新規に受け付けた調停事件42件に前年度から繰り越された調停事件44件を加えた計86件である。このうち39件が19年度中に終結（調停成立11件、調停打ち切り19件、調停申請取下げ9件（義務履行勧告申出事件1件含む））し、残り47件は20年度に繰り越された。 終結した39件の事件のうち、約5割が1年以内に終結している。 	(4) 地方公共団体における公害苦情の処理状況、公害苦情処理に係る会議等の実施状況、公害苦情相談研究会における参加者の理解度等（参考度、理解度）	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度に全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口において取り扱われた公害苦情処理件数は、新規に受け付けた97,713件（前年度に比べて2,058件（2.2%）の増加）に前年度から繰り越された6,117件を加えた103,830件である。 このうち、他の機関へ移送した苦情を除く、89,130件（処理件数の85.8%）が平成18年度に公害苦情相談窓口で直接処理された。また、典型7公害の直接処理件数（62,395件）のうち、68.6%（42,804件）が苦情申立てから1週間以内に処理されている。 公害苦情相談研究会の内容が参加者にとって有益なものであったか等を把握するため、参加者に対してアンケートを実施した。目標値を参考度、理解度それぞれ80%と設定していたところ、参考度98%、理解度98%となり、設定した目標を達成できた。 			
	主な測定指標	測定指標の状況												
	(1) 公害等調整委員会における公害紛争事件の受付、係属及び終結の状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度に公害等調整委員会に係属した事件数は、新規に受け付けた6件（調停事件1件、責任裁定事件5件）に前年度から繰り越された12件を加えた計18件（調停事件2件、裁定事件16件）である。このうち4件（調停事件1件、裁定事件3件）が19年度中に終結し、残り14件は20年度に繰り越された。 上記の平成19年度に終結した事件（4件）の平均処理期間は、約1年10か月であった。 上記係属事件には、化学物質に関する事件や、廃棄物に関する事件など、多様な態様の公害事件が含まれている。 上記の処理状況について見ると、事件の処理に当たっては、公害紛争処理制度の特長を活かし、現地調査の実施や専門委員の任命等により専門的知見を得て精力的に事件処理手続を進めた。また、計画審理などによる迅速かつ適正な処理方法が確立されつつあると考える。 												
	(2) 公害紛争の処理に係る調査研究等の実施状況、公害紛争の処理に係る新規調査研究の実施（実施件数）	<ul style="list-style-type: none"> 公害紛争処理制度の一層の活性化を図る取組の一環として、公害紛争処理法施行令の一部を改正し、調停や原因裁定と仲裁を連続して行う場合に手数料の控除を行うこととし、条例改正の参考として、都道府県に周知した。 近年、化学物質による健康被害が問題となっているが、その病態等は未解明な部分が多く、早急な問題解決に至ることが難しい状況が存在している。このため、いわゆる化学物質過敏症に関する情報を収集・整理、解析するとともに、外部の有識者にこの問題と民事責任論についての考察を依頼し、今後の公害紛争処理行政の円滑な実施のための基礎資料とする報告書を取りまとめた。 国際連合環境計画（UNEP）アジア太平洋事務局（ROAP）からの招請を受け、「環境裁判・法執行に関するアジア太平洋地域会議」に審査官等を派遣した。我が国の公害経験とそれを踏まえた環境裁判や公害紛争処理制度等を紹介し、参加国からは、自国における制度整備の参考になるとの高い評価を得た。 上記のとおり、化学物質過敏症に関する情報の収集・整理、解析等を新たに行い、今後の公害紛争処理行政の円滑な実施のための基礎資料とする報告書を取りまとめ、目標値として設定していた1件を達成した。 												
(3) 都道府県公害審査会等における公害紛争処理事件の処理状況、公害紛争の処理に係る会議等の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度に審査会等に係属した事件数は、新規に受け付けた調停事件42件に前年度から繰り越された調停事件44件を加えた計86件である。このうち39件が19年度中に終結（調停成立11件、調停打ち切り19件、調停申請取下げ9件（義務履行勧告申出事件1件含む））し、残り47件は20年度に繰り越された。 終結した39件の事件のうち、約5割が1年以内に終結している。 													
(4) 地方公共団体における公害苦情の処理状況、公害苦情処理に係る会議等の実施状況、公害苦情相談研究会における参加者の理解度等（参考度、理解度）	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度に全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口において取り扱われた公害苦情処理件数は、新規に受け付けた97,713件（前年度に比べて2,058件（2.2%）の増加）に前年度から繰り越された6,117件を加えた103,830件である。 このうち、他の機関へ移送した苦情を除く、89,130件（処理件数の85.8%）が平成18年度に公害苦情相談窓口で直接処理された。また、典型7公害の直接処理件数（62,395件）のうち、68.6%（42,804件）が苦情申立てから1週間以内に処理されている。 公害苦情相談研究会の内容が参加者にとって有益なものであったか等を把握するため、参加者に対してアンケートを実施した。目標値を参考度、理解度それぞれ80%と設定していたところ、参考度98%、理解度98%となり、設定した目標を達成できた。 													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等</th> <th>年月日</th> <th>記載事項(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)											
施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)												
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)														

平成20年度事後評価書要旨

評価実施時期：平成 20年 8月

担当部局名：公害等調整委員会事務局総務課

施策名	2 土地利用の調整	政策体系上の位置付け											
		2 土地利用の調整											
施策の概要	<p>公害等調整委員会は、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るため、鉱区禁止地域の指定、鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定を行い、また、土地利用の複雑・多様化に対応して、土地利用に関する行政庁の適正な処分を確保するため、主務大臣に対する意見の申出等を行っている。</p>												
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>測定指標の状況から、公害等調整委員会では、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益との調整、土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保が図られており、いずれの目標も達成されていると言える。</p> <p>以上より、当該計画期間内に実施した所掌事務の処理状況について見ると、目標は達成されており、成果が上がっていると考えられるため、これまでの取組を引き続き推進していくことが必要である。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 35%;">主な測定指標</th> <th style="width: 65%;">測定指標の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 鉱区禁止地域指定請求事件の受付、係属及び終結の状況並びに処理期間</td> <td>・平成19年度に公害等調整委員会に係属した鉱区禁止地域指定請求事件は1件であり、三重県知事から、鉱業法第3条に規定する鉱物全部について、11,560.42ヘクタールの地域を鉱区禁止地域に指定するよう請求があり、平成20年3月28日に受け付けた。</td> </tr> <tr> <td>(2) 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件の受付、係属及び終結の状況</td> <td>・平成19年度に係属した不服の裁定事件2件については、それぞれ約1年10か月、約1年7か月で終結し、計画的審理に基づく迅速かつ適正な事件処理を行うことができたと言える。</td> </tr> <tr> <td>(3) 上記裁定事件の処理の計画性及び期間</td> <td>・上記の処理状況を見ると、公正中立かつ専門的な第三者機関として、審理において事実関係を詳細に認定・判断した結果、裁定を行っており、適正な処理が行われたと言える。</td> </tr> <tr> <td>(4) 土地収用法に基づく意見の申出事案等の受付、係属及び終結の状況並びに処理期間</td> <td>・平成18年度に係属した20件のうち9件については、平均約8か月で終結し、残り11件は20年度に繰り越された。 ・上記の処理状況を見ると、審査請求人及び処分庁の各主張内容やその趣旨を論点ごとに詳細に吟味し、それらを主張の要旨としての的確に整理した上で、土地収用法等関係法令を参照して意見の申出を行っており、公正中立な第三者機関として適切に処理したと言える。</td> </tr> </tbody> </table>			主な測定指標	測定指標の状況	(1) 鉱区禁止地域指定請求事件の受付、係属及び終結の状況並びに処理期間	・平成19年度に公害等調整委員会に係属した鉱区禁止地域指定請求事件は1件であり、三重県知事から、鉱業法第3条に規定する鉱物全部について、11,560.42ヘクタールの地域を鉱区禁止地域に指定するよう請求があり、平成20年3月28日に受け付けた。	(2) 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件の受付、係属及び終結の状況	・平成19年度に係属した不服の裁定事件2件については、それぞれ約1年10か月、約1年7か月で終結し、計画的審理に基づく迅速かつ適正な事件処理を行うことができたと言える。	(3) 上記裁定事件の処理の計画性及び期間	・上記の処理状況を見ると、公正中立かつ専門的な第三者機関として、審理において事実関係を詳細に認定・判断した結果、裁定を行っており、適正な処理が行われたと言える。	(4) 土地収用法に基づく意見の申出事案等の受付、係属及び終結の状況並びに処理期間	・平成18年度に係属した20件のうち9件については、平均約8か月で終結し、残り11件は20年度に繰り越された。 ・上記の処理状況を見ると、審査請求人及び処分庁の各主張内容やその趣旨を論点ごとに詳細に吟味し、それらを主張の要旨としての的確に整理した上で、土地収用法等関係法令を参照して意見の申出を行っており、公正中立な第三者機関として適切に処理したと言える。
主な測定指標	測定指標の状況												
(1) 鉱区禁止地域指定請求事件の受付、係属及び終結の状況並びに処理期間	・平成19年度に公害等調整委員会に係属した鉱区禁止地域指定請求事件は1件であり、三重県知事から、鉱業法第3条に規定する鉱物全部について、11,560.42ヘクタールの地域を鉱区禁止地域に指定するよう請求があり、平成20年3月28日に受け付けた。												
(2) 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件の受付、係属及び終結の状況	・平成19年度に係属した不服の裁定事件2件については、それぞれ約1年10か月、約1年7か月で終結し、計画的審理に基づく迅速かつ適正な事件処理を行うことができたと言える。												
(3) 上記裁定事件の処理の計画性及び期間	・上記の処理状況を見ると、公正中立かつ専門的な第三者機関として、審理において事実関係を詳細に認定・判断した結果、裁定を行っており、適正な処理が行われたと言える。												
(4) 土地収用法に基づく意見の申出事案等の受付、係属及び終結の状況並びに処理期間	・平成18年度に係属した20件のうち9件については、平均約8か月で終結し、残り11件は20年度に繰り越された。 ・上記の処理状況を見ると、審査請求人及び処分庁の各主張内容やその趣旨を論点ごとに詳細に吟味し、それらを主張の要旨としての的確に整理した上で、土地収用法等関係法令を参照して意見の申出を行っており、公正中立な第三者機関として適切に処理したと言える。												
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)										